

# 令和2年度事業計画

令和2年度においても、引き続き住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）への居住の安定を図る取り組み等を進めていく。

特に、要配慮者へのきめ細やかな居住支援が行われるよう、市町村単位の居住支援協議会設立を推進するほか、外国人の入居を円滑に進めるための取組を実施する。

また、これまで実施してきた県内の居住支援活動への支援や広域的な情報提供、団地再生に係る取組の普及啓発を行う。

さらに、空き家問題についても、予防対策や空き家の地域活用について、会員や協力事業者の協力を得ながら事業を実施していく。

凡例	黒文字 … 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化推進事業補助金を活用して実施
	※アンダーライン（直線）は補助の必須要件となる事業
	※アンダーライン（波線）は加算（限度2,000千円）事業
	緑文字 … 空き家関連補助金を活用して実施
青文字 … 自主事業	

## 1 総会等

(1) 総会：1回

(2) 幹事会：1回

(3) 市町村居住支援協議会設立準備会議：3回程度

要配慮者への居住支援は、各地域において、実情を踏まえたきめ細やかな支援が行われる必要があり、そのためには、支援に関係する機関との連携を行うことが重要である。

こうした点から、昨年度に引き続き、市町村単位の居住支援協議会設立を推進する。

今年度も、地域に出向いて関係機関との意見交換会を行い、地域ごとに、居住支援に携わる関係者の「顔の見える関係づくり」の構築を支援し、設立の機運を高める。

### 会議の内容

◎設立に向けた意見交換会（3地域各1回程度）

- ・市町村の関係部署、地域包括支援センター、地域の不動産店等に参加してもらい、居住支援に関する課題や展望について意見交換を行う。
- ・不動産団体や居住支援団体との連携方法の検討
- ・市町村居住支援協議会設立の支援（国庫補助申請や設立準備等のアドバイス）
- ・県居住支援協議会事業と市町村居住支援協議会事業の整理及び情報共有の方法や連携方法の検討

(4) 要配慮者に対する一元的な情報発信

新たな住宅セーフティネット制度における「セーフティネット住宅」および「かながわあんしん賃貸支援事業」の登録情報をホームページで公開し、要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を行う。

## (5) 部会・分科会

### 1) 居住支援部会の開催：2回程度

今後高齢化や国際化等により増加する高齢者世帯や外国人の「住まい」に関する問題など要配慮者への居住支援は益々重要になってくる。

要配慮者の居住のツールとして民間賃貸住宅は欠かせないものであるが、家賃滞納、保証人、緊急連絡先、見守り、残置物の処理、言語など家主の不安があるのも事実である。

これらの問題を解決するため、平成29年度からスタートした「新たな住宅セーフティネット制度」等の国の各種制度を始め、会員相互の情報活用を図り、地域における要配慮者の居住支援に係る具体的な検討等を行う。

部会のテーマ

第1回 ・「令和元年度要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援事業」相談事例の共有

・居住支援法人の取組紹介

第2回 具体的なテーマ（孤独死、生活支援の仕組み等）を設定して意見交換

### 2) 空き家問題対策分科会

昨年度に引き続き、国庫補助事業「空き家対策担い手強化・連携モデル事業」に応募し、神奈川県居住支援協議会会員の専門性を活かし、空き家の発生抑制や利活用手法を検討する。

### 3) 団地再生部会の開催：1回程度

県内の住宅団地は高度経済成長期に建設されたものが多く、当初の入居者が一斉に高齢化し、一般の住宅地に比べて高齢化が進んでいることから、居住コミュニティの活力低下や高齢者・福祉世帯等への居住支援などの問題が顕在化し、対応策が求められている。そこで、「団地再生」を基本テーマとして、部会員が協議や情報交換を行うことにより、住宅確保要配慮者の居住支援の推進を図る。

### 4) 地域居住機能再生推進事業検討分科会の開催：1回程度

厚木緑ヶ丘地区及びいちょう地区（横浜市、大和市）における、高齢化の著しい大規模団地等の居住機能の集約化などとあわせて、福祉施設等の整備を行い、地域全体の居住機能の再生を図る事業について、関係機関等が連携して、住宅確保要配慮者の居住環境向上の支援を図るための協議・検討を行う。

## 2 実施事業の内容

### 【居住支援部会の事業】

#### (1) 要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援事業（相談窓口の委託）

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、低額所得者、東日本大震災を始めとする被災者等は、住宅の確保が困難となる場合が多い。そこで、これらの要配慮者に対する住宅相談並びに入居可能な住宅情報の提供及びあっせん等に加え、入居後の生活支援活動についても、NPO等の民間団体と行政等が連携して取り組む事業を支援する。

さらに、上記支援事業において発生した特徴的な相談案件を、部会のテーマとし、居住支援法人等との連携方法や課題等を検討し、部会から事業実施団体にフィードバックすることで、各団体が取り組む事業を部会全体でバックアップする。

具体的な事業

- 1) 支援団体（相談窓口）を3団体程度募集し、業務委託契約を締結
- 2) 事業実施中に発生した特徴的な相談案件を部会で取り上げ、意見交換を実施し、意見交換内容を支援団体にフィードバックする

(2) 外国人の入居の円滑化に係る事業

神奈川県内に居住する外国人については、高齢化や孤立化など複合的な問題により、退去を余儀なくされたり、新たな住宅確保が困難な方が増えつつある。

こうした課題を関係者が連携して対応していくために、市町村職員をはじめ、地域福祉を担うソーシャルワーカーや民生児童委員等に対し、地域福祉としての住まいの位置づけや住まい探しの手順などを理解してもらうための普及啓発を行う。

具体的な事業

- ・県内2か所程度で研修会を実施（カリキュラムの作成から開催まで委託）

(3) 新たな住宅セーフティネット制度の周知とセーフティネット住宅の登録促進事業

平成29年度からスタートした「新たな住宅セーフティネット制度」について、制度の理解及び普及を進めるため、以下の事業を行う。

1) 居住支援法人の活動周知を通じた制度の普及啓発

神奈川県の指定を受けた居住支援法人の活動を、県内行政職員やセーフティネット住宅の貸主、不動産関係者、地域の支援団体等に周知するため、活動内容の発表会と相談会（マッチング）を開催し、登録住宅や居住支援法人の登録促進も行う。

さらには、本事業と昨年度作成した「居住支援法人ガイドブック」を活用しながら、居住支援法人相互のネットワーク化も検討する。

2) セーフティネット住宅登録支援事業

セーフティネット住宅の登録において、住宅の登録状況が令和2年3月末時点で260戸と伸びていない状況となっている。

登録数が伸びていない一つの理由として、登録申請を専用システムにより行うこととなっているため、入力等作業が難しい家主等には登録への阻害となっていることが想定される。

そこで、当協議会では、専用システムの入力事務において、家主等に代わって入力事務を行うことで家主等の負担軽減を図り、セーフティネット住宅の登録件数の促進を行うとともに、手続きにおける課題を検証する。

具体的な事業

- ・居住支援法人の活動発表会と相談会を開催し、不動産店と居住支援法人のマッチングの機会をつくり、制度の理解と住宅の登録、居住支援法人の指定の促進を図る。
- ・セーフティネット住宅の登録に必要な国のシステムへの入力作業について、入力作業が困難な家主等へ会員である県行政書士会を活用した登録申請支援を実施。

(4) かながわあんしん賃貸支援事業

要配慮者の入居を拒まない不動産店、賃貸住宅や入居後の生活支援を行う団体を

登録し、(1)の相談事業において活用するとともに、ホームページ等を通じて公開する。

また、セーフティネット住宅の登録促進と連携して、要配慮者の入居に理解のある協力店の増を図るとともに、既存の協力店と密な連携を図れるよう、定期的に登録名簿の更新を行う。

**具体的な事業**

- ・「かながわあんしん賃貸支援事業」の協力店の増、協力店、住宅、支援団体の登録事務

**(5) 「かながわ住まいの情報紙」の発行**

パソコンを所有しない方や操作が困難な方を考慮し、上記登録情報を紙媒体でも提供する。登録情報のみならず、要配慮者の受け入れに協力的な不動産店の取り組み紹介、更には、住まい探しの手順、協議会会員の紹介等を掲載した情報紙を年4回程度発行し、会員のほか、神奈川県内市町村窓口等へ配布し、要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援を行う。

**具体的な事業**

- ・「かながわ住まいの情報紙」を4回発行（7月・9月・11月・1月）

**(6) 貸主向け保険商品情報集約・提供**

孤独死保険など残置物処分や遺品整理等を取り扱う貸主向けの保険商品（少額短期保険）が複数の保険業者から販売されていることから、より多くの貸主にこのような保険商品を活用してもらい、要配慮者を受け入れやすい環境を整えるために、各社の保険商品を集約したガイドブック（商品カタログ）を作成する。なお、作成にあたっては、県内の市町村居住支援協議会と作成プロセスを共有しておこなう。

**具体的な事業**

- 1) 貸主向け保険商品ガイドブック（仮称）を作成し、貸主および不動産店へ情報提供することで、居住支援の推進につなげる。

**(7) 関連団体、協議体との連携を図る取組**

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い住まいにお困りの方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口等と連携を図りながら、事務局に相談窓口を設置して住まいの相談に応じるとともに、入居を支援する貸主や不動産店等に対しても、生活困窮者自立支援法の制度等の情報提供を行ない、相互の連携を強化する。

（なお、相談窓口は2（1）の事業を委託するまでの間に設置し、その後、委託先へ引き継ぐ。）

また、例年と同様に、地域ケア会議を主催する地域包括支援センター等、同じ目的を持つ他の協議会や会議や団体との連携も積極的に深め、それぞれが実施している生活支援や居住支援活動の充実を図る。

**(8) 災害時における住宅確保要配慮者への支援検討**

神奈川県及び3政令市では、大規模災害時における賃貸型応急住宅（借上型仮設住宅）の供給について 不動産関係団体と協定を締結しているが、特に住宅確保要配慮者への

対応は、平常時から地域や福祉関係者との連携体制の構築が必要であることから、会員および関係者相互の災害時における連携体制のあり方を検討する。

### (9) 空き家問題対策分科会

昨年度に引き続き、国庫補助事業「空き家対策担い手強化・連携モデル事業」に応募し、神奈川県居住支援協議会会員の専門性を活かし、空き家の発生抑制や利活用手法を検討する。

#### 具体的な事業

- ・ 賃貸住宅の空き室を居住支援に活用する仕組みの検討
- ・ 仕組みを具現化するモデル事業の実施

### 【団地再生部会の事業】

#### (1) 事例検討会の開催事業

団地再生に係る取り組みとして、部会で構築した「住まいまちづくり担い手ネットワーク」等の活動が継続的な取り組みとなるよう、要配慮者の居住支援の先行事例を調査し、要配慮者が「生きがい・やりがい」を持ちつつ生活できるよう、団地再生を通じた居住支援活動の啓発等を行う。

#### (2) 地域居住機能再生推進事業検討分科会

厚木緑ヶ丘地区及びいちょう地区（横浜市、大和市）における老朽化した県営住宅等の再生に合わせて、地域に居住する高齢者世帯・子育て世帯等が安心して暮らすことができる生活支援施設等の誘致を検討し、地域の居住機能の再生を図るための協議を行う。

<参考>居住支援協議会の運営スケジュール

	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
幹事会・総会		○	○									
市町村居住支援協議会設立に向けた意見交換会				○			○	○				
要配慮者に対する一元的な情報発信（HP）	○ 随時	→										
居住支援部会												
部会の開催				○					○			
要配慮者の民間賃貸住宅等へ入居支援（相談窓口）			○ 募集	→ ○	○ 委託	→						○
外国人の円滑入居支援			○ 募集	→ ○	○ 委託	●	●	●	●	●	●	○
セーフティネット制度普及啓発						○ 研修	○ 研修					
セーフティネット住宅登録支援事業				○ 委託	→						○	
あんしん賃貸支援事業	○ 随時	→										
情報紙の発行				○		○		○		○		
貸主向けの情報集約・提供				○ 会議		○ 会議		○ 会議	○ 印刷	○ 完成		
関係団体、協議体と連携を図る取組	○ 随時	→										
新型コロナウイルスに係る住まいの臨時相談			○	→			相談 に引	窓口 継ぎ				
災害時における住宅確保要配慮者への支援検討			○ 随時	→								
空き家対策の担い手強化・連携モデル事業					○ 採択		○	○	○		○	
団地再生部会												
部会の開催				○								
事例検討会							○					

## 令和2年度予算

### [収入の部]

(単位:円)

中科目	令和2年度 予算額 a	令和元年度 予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
<b>補助金・委託費収入</b>	<b>12,271,388</b>	<b>11,243,888</b>	<b>1,027,500</b>	
①共生社会実現に向けた住宅セーフティ ネット機能強化・推進事業(補助)	11,055,588	9,124,888	1,930,700	
②空き家対策担い手強化・連携モデル事業 (補助)	1,215,800	2,119,000	△ 903,200	
<b>参加費収入</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>広告費収入</b>	<b>132,000</b>	<b>131,200</b>	<b>800</b>	情報紙広告 (5,500円×8枠×3回)
<b>借入金</b>	<b>1,500,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>0</b>	
<b>前年度繰越金</b>	<b>282,625</b>	<b>260,428</b>	<b>22,197</b>	
<b>収入合計</b>	<b>14,186,013</b>	<b>13,135,516</b>	<b>1,050,497</b>	

### [支出の部]

(単位:円)

中科目	令和2年度 予算額 a	令和元年度 予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
<b>人件費</b>	<b>4,018,028</b>	<b>3,192,500</b>	<b>825,528</b>	
事務局人件費	4,018,028	3,192,500	825,528	
<b>旅費</b>	<b>48,000</b>	<b>48,500</b>	<b>△ 500</b>	
交通費	48,000	48,500	△ 500	
<b>庁費</b>	<b>8,237,380</b>	<b>8,076,888</b>	<b>160,492</b>	
賃金	225,600	244,600	△ 19,000	
謝金	440,000	545,000	△ 105,000	
需用費	2,396,500	2,008,000	388,500	
役務費	430,620	1,053,000	△ 622,380	
委託費	4,445,400	3,612,000	833,400	内訳: 居住支援部会(共生社会実現 に向けた住宅セーフティネット 機能強化・推進事業から支出 予定) ・SN住宅登録円滑化事業 ・要配慮者の入居支援 ・情報紙企画・編集、HP更 新 ・外国世帯支援者向け研修
使用料及び賃借料	299,260	614,288	△ 315,028	
<b>予備費</b>	<b>382,605</b>	<b>317,628</b>	<b>64,977</b>	
<b>償還金</b>	<b>1,500,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>0</b>	
<b>支出合計</b>	<b>14,186,013</b>	<b>13,135,516</b>	<b>1,050,497</b>	